

船舶事故調査報告書

令和元年5月15日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

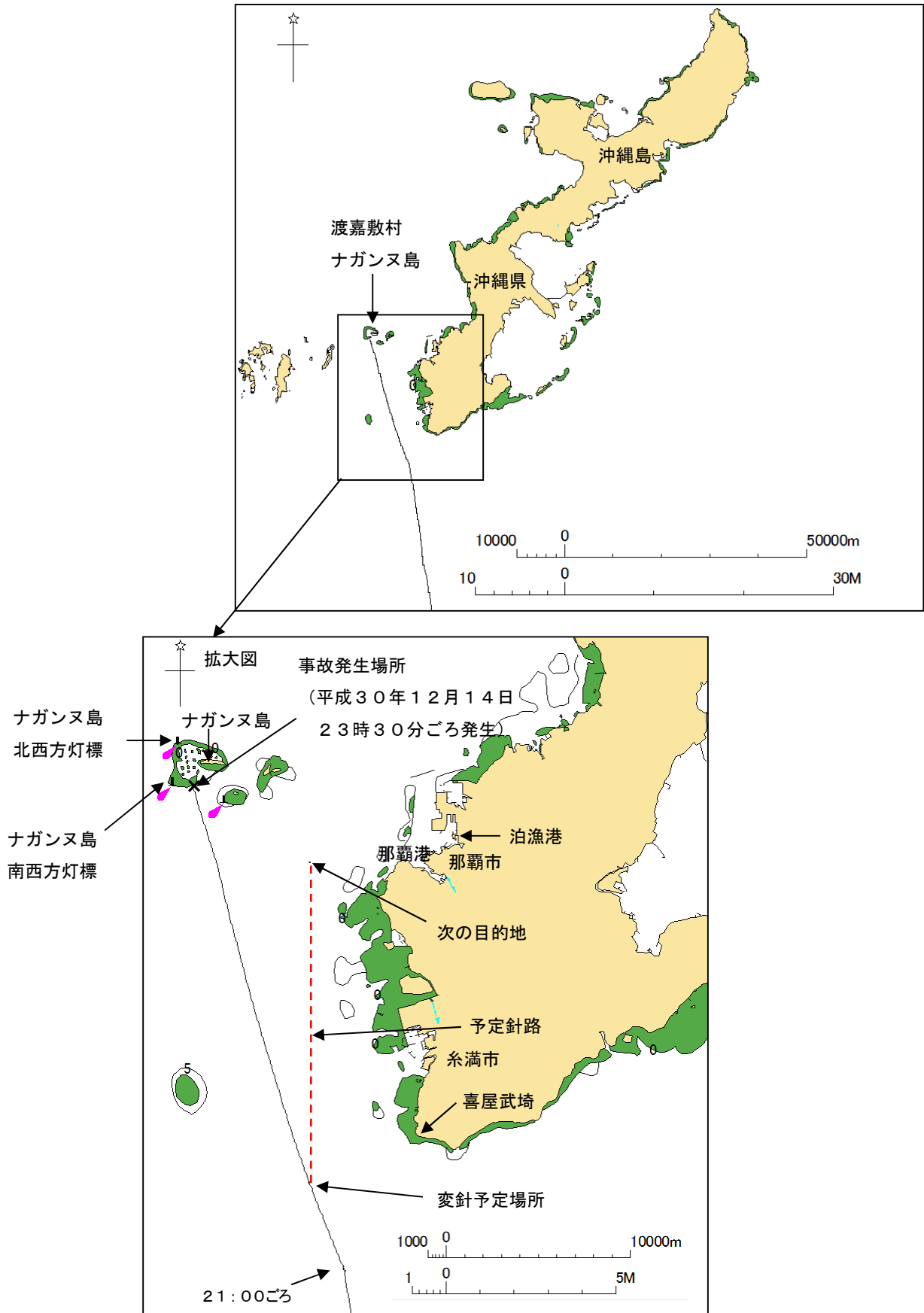
事故種類	乗揚
発生日時	平成30年12月14日 23時30分ごろ
発生場所	沖縄県渡嘉敷村ナガンヌ島南西方沖 ナガンヌ島南西方灯標から真方位090° 1,160m付近 （概位 北緯26° 15.3′ 東経127° 32.2′）
事故の概要	漁船鮪宝丸は、北北西進中、干出浜に乗り揚げた。 鮪宝丸は、左舷船底の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成30年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 なお、後日、1人の地方事故調査官を新たに指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 鮪宝丸、14.8トン ON2-0551（漁船登録番号）、個人所有 13.36m×3.15m×1.40m、FRP ディーゼル機関、330.98kW、昭和54年7月11日 第296-15637号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年1月26日 平成26年12月6日をもって失効していた。
死傷者等	なし
損傷	左舷船底に破口、船底キール等に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約4.3m/s（最大瞬間風速約7.6m/s）、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期 慶良間・粟国諸島には、本事故が発生した12月14日は、終日、波浪注意報が発表されていた。 全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による那覇港（本事故発生場所の東方約6海里（M））の波浪観測値は、次のとおりであった。

	日時	有義波		波向
		波高(m)	周期(s)	
	14日 21:00	1.41	6.6	北西
	22:00	1.33	6.6	北
	23:00	1.29	6.7	北
	15日 00:00	1.15	6.6	北北西
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び甲板員2人（以下「甲板員A」及び「甲板員B」という。）が乗り組み、沖縄県糸満市喜屋武崎南南東方約100M沖ではえ縄漁を行った後、平成30年12月14日03時00分ごろ同県那覇市泊漁港^{とまり}に向け、GPSプロッターで喜屋武崎南南西方約5M沖を目的地として設定し、自動操舵装置を航法モード（設定した目的地に向けて針路の補正を行う機能）として、約6～7ノットの対地速力で北進した。</p> <p>操縦者は、単独で航海当直につき、レーダーを6Mレンジとして操舵室の床に座り、約5～10分間毎に立って周囲を見渡していた。</p> <p>操縦者は、21時00分ごろ目的地に着いたことを認めて、自動操舵装置を航法モードから自動Bモード（設定ダイヤルで定めた針路を保持する機能）に切り替え、針路を真方位約350°とし、東経127°36′の経度に至れば次の目的地を那覇港沖（北緯26°13′東経127°36′）として設定するつもりで自動操舵を続けた。</p> <p>操縦者は、北東方からのうねりが沖縄島に遮られて収まるとともに、前方に他の船舶を見なくなったので、操舵室の床に座っていたところ、いつの間にか居眠りに陥り、23時30分ごろ衝撃を感じて目を覚ました。</p> <p>操縦者は、立ち上がり、周囲を見てナガンヌ島南西方沖の干出浜（さんご礁）に乗り揚げたことが分かり、主機を後進としたが離礁できず、操縦者の指示を受けた甲板員Aが船舶所有者を経由して海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>操縦者、甲板員A及び甲板員Bは、救命胴衣を着用し、船首の錨を投入して救助を待っていたところ、来援した海上保安庁のヘリコプタに救助され、那覇市那覇空港に運ばれた。</p> <p>本船は、船舶所有者が手配した引船により干出浜から引き出され、えい航されて泊漁港に帰港した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、付表1 本船のGPS記録（喜屋武崎西南西方沖～本事故発生場所 抜粋）、写真1 上架した本船、写真2 左舷船底の修理状況 参照）</p>			
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約1.0m、船尾約2.4mであった。</p> <p>海図W222A（沖縄島南部）及び九州沿岸水路誌（平成28年3月刊行）によれば、ナガンヌ島（高さ8m、同島南西方灯標及び同島</p>			

	<p>北西方灯標がある)は広範囲に延びる干出さんご礁の頭部にあり、この礁内に露出沈船がある。</p> <p>操縦者は、06時ごろ～10時ごろはえ縄を投入した後、休息をとり、13時ごろ～01時ごろはえ縄を回収し、12月4日～13日の間で合計9日間の操業を行っていた。</p> <p>操縦者は、13日に約16時間の操業を行った後、泊漁港の競りに間に合わせようと思い、漁場を発進したとき、甲板員A及び甲板員Bが操業で疲れているように見えたので、見張りを指示せず、単独の当直を続けていた。</p> <p>操縦者は、ふだん喜屋武埼南南西方沖を通過した後、糸満市及び那覇市等の西岸沖に干出浜があるので、陸岸から西方に距離を隔てる目的で東経127°36'の経度線上を航行しており、本事故当時も同じ経度線上を航行する予定であった。</p> <p>操縦者は、ふだんは操舵室の床に座っても居眠りに陥ることはなかったが、操業の疲れを感じていたため、眠ってしまったと本事故後に思った。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、ふだんそれぞれ2～3時間程度見張りを行い、他船を見つけると操舵室で仮眠している操縦者を起こしていた。</p> <p>甲板員Aは、沖縄島に近づいたと思い、船尾の船室から出たところ、衝撃を感じた。</p> <p>甲板員Bは、船尾の船室で寝ていたところ、甲板員Aに起こされて、乗り揚げたことを知った。</p> <p>本船は、令和3年7月16日まで有効の船舶検査証書を有していたが、検認届出期限とされた平成28年12月23日以降、動力漁船登録票の検認を受けていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、喜屋武埼南南西方沖を自動操舵で北北西進中、操縦者が、操業の疲れがあり、居眠りに陥ったことから、ナガンヌ島南西方沖の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>操縦者は、1日平均約16時間の操業を9日間行った後、泊漁港の競りに間に合わせようとして漁場を発進して当直を続けていたこと、前方に他船を認めなかったこと及び操舵室の床に座っていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、小型船舶操縦免許証が失効していたことから、本船の操縦を行ってはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、喜屋武埼南南西方沖を自動操舵で北北西</p>

	<p>進中、操縦者が、操業の疲れがあり、居眠りに陥ったため、ナガンヌ島南西方沖の干出浜に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業後に疲労を感じたときは、眠気がなくても、体調を考慮して安全な場所で適宜休憩をとること。 ・ 単独で船橋当直中に眠気を感じた場合には、立って見張りをしたり、2人で当直に当たるなど、居眠り運航の防止措置を講じること。

付図1 事故発生経過概略図



付表1 本船のGPS記録（喜屋武埼西南西方沖～本事故発生場所 抜粋）

船位 [※]		船位	
北緯 (° -′)	東経 (° -′)	北緯 (° -′)	東経 (° -′)
26-00.0363	127-37.3029	26-07.8297	127-34.4772
26-00.5291	127-37.2079	26-08.3628	127-34.3002
26-01.0234	127-37.1277	26-08.8934	127-34.1334
26-01.5087	127-36.9036	26-09.4273	127-33.9717
26-02.0090	127-36.6759	26-09.9696	127-33.8160
26-02.5243	127-36.4449	26-10.5180	127-33.6553
26-03.0483	127-36.2167	26-11.0672	127-33.4938
26-03.5771	127-35.9957	26-11.6228	127-33.3365
26-04.1148	127-35.7801	26-12.1272	127-33.1974
26-04.6576	127-35.5706	26-12.6881	127-33.0535
26-05.2065	127-35.3665	26-13.2354	127-32.8806
26-05.6959	127-35.1951	26-13.7866	127-32.6874
26-06.2455	127-35.0110	26-14.3442	127-32.4889
26-06.7741	127-34.8339	26-14.9114	127-32.3000
26-07.3006	127-34.6546	26-15.2632	127-32.1955

※船位は、操舵室上方に設置されたGPSアンテナの位置である。

写真1 上架した本船



写真2 左舷船底の修理状況

